

会津若松市ふるさと納税返礼品提供事業者募集要項

(令和5年3月23日決裁)

1 目的

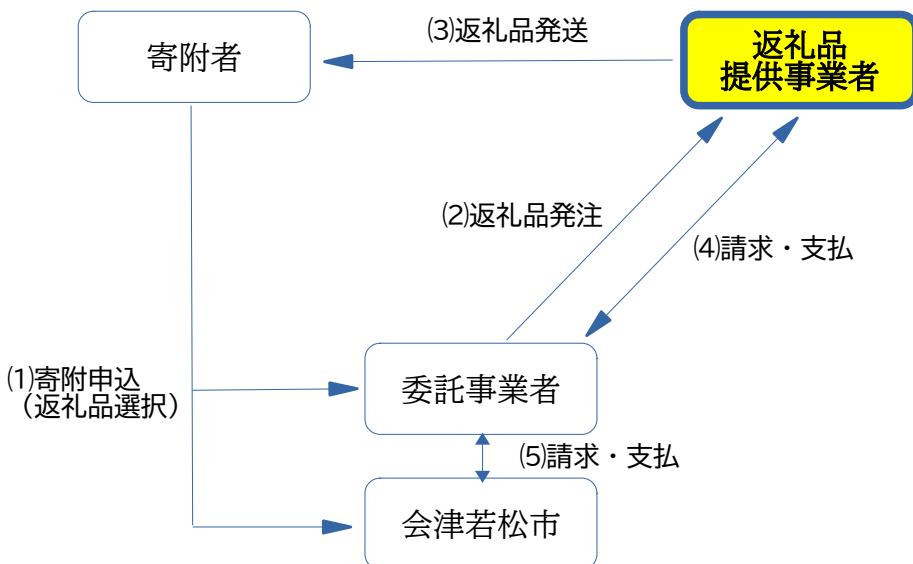
ふるさと納税制度により本市に寄附された方に対し感謝の気持ちを伝えるとともに、本市の更なるPRや地域活性化に寄与するため、会津若松らしい魅力ある地元産品や本市への誘客のきっかけとなる体験型の返礼品（宿泊券・優待券、ものづくりや収穫、見守りなど）等を贈呈するにあたり、その提供に協力する事業者（以下「返礼品提供事業者」という。）の募集を行うものである。

2 事業概要

市は、ふるさと納税における寄附受付サイト（以下「ポータルサイト」という。）の管理運営、返礼品の発注・配送管理及び返礼品提供事業者への返礼品代の支払等の業務全般を委託し（以下「委託事業者」という。）、以下により事業を行うにあたり、返礼品提供事業者の募集を行うものである。

- (1) 寄附者から本市に対する寄附の申込（返礼品の選択）
- (2) 委託事業者から返礼品提供事業者に返礼品発注
- (3) 返礼品提供事業者から寄附者に返礼品発送
- (4) 返礼品提供事業者と委託事業者において、代金請求及び支払手続き
- (5) 委託事業者と市において、代金請求及び支払手続き

【事業イメージ図】



3 返礼品提供事業者の要件

返礼品提供事業者は公募とし、以下の要件を満たしていることを条件とする。

- (1) 市内に事業所（支店、営業所等を含む。）を有すること。ただし、本要項4に掲げる要件を満たす返礼品の提供が可能である場合はこの限りではない。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会津若松市入札参加停止等措置基準に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱で定める排除措置対象者でないこと。
- (5) 市税等の滞納がないこと。
- (6) 生産・製造・販売に関する法令等を遵守していること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、この募集要項において求める要件を満たしていること。

4 返礼品の要件

- (1) 返礼品は、本市の魅力を広く発信、イメージアップにつながる商品または体験・サービスで地場産品の基準として次のいずれかの要件に合致するものとする。なお、単品だけでなく、詰め合わせ及びセット商品も可とする。
 - ア 会津若松市内で生産、製造、加工されたもの
 - イ 会津若松市内で生産されたものを主原料としたもの
 - ウ 会津若松市内で提供されるサービス
 - エ 上記の他、平成31年総務省告示第179号第5条の規定に則したもの
- (2) 上記(1)ウ「会津若松市内で提供されるサービス」について、体験型の返礼品については会津若松市内で体験等ができる、原則として有効期限が発行日から1年間以上あるものとする。また、サービス型の返礼品については、市内の事業所からサービスの提供を行うものとする。

(体験型返礼品の例)
市内宿泊施設等で利用できる宿泊券・優待券、民工芸品等のものづくり体験、農産物等の収穫体験など

(サービス型返礼品の例)
市内在住の高齢者の訪問・見守り、市内墓地の掃除など
- (3) 品質や数量の面において、安定した供給が見込めるものであること。ただし、季節限定及び数量限定で供給可能な場合は要件を満たすものとする。
- (4) 寄附金額の設定は10,000円以上、寄附区分は1,000円単位とし、返礼品の価格は、寄附金額の3割を上限とする、なお、返礼品の価格には、消費税及び地方消費税、箱代等梱包費用を含むものとする。

(寄附金額と返礼品価格の例)

寄附金額区分 (1,000円単位)	10,000円以上	30,000円以上	55,000円以上	77,000円以上	100,000円以上
返礼品価格	3,000円以内	9,000円以内	16,500円以内	23,100円以内	30,000円以内

- (5) 国からの通知（平成28年4月1日及び平成29年4月1日付け総務大臣通知）を踏まえ、金銭類似性や資産性が高いものについては留意すること。また、換金性のあるもの等については、寄附者本人が適切に利用できるための対策をとること。

5 返礼品に関する特記事項

- (1) 返礼品の発送については、原則委託事業者が指定する配送業者を利用するものとし、送料は市が負担するものとする。なお、返礼品を分割して発送する場合は、原則2回分までは市が支払うものとし、冷蔵及び冷凍発送対応による加算分も、2回分まで市が支払うものとする。
また、定期便等、発送回数が2回を超える返礼品については、分割方法（回数及び内容）について申請時に明記することとし、市が認めた場合に限り2回を超える送料についても市が負担するものとする。
- (2) 返礼品登録申請にあたっては、返礼品提供事業者の責任において、実勢価格等を勘案し、社会通念上相当と認められるものを提案すること。また、参考小売価格がわかるもの（パンフレット等値段が表示されたもの）を添付すること。

6 業務内容

返礼品提供事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 返礼品の調達及び発送
- ア 委託事業者からの発注に基づき、返礼品の調達及び発送を行うこと。
- イ 食品又は雑貨等の場合は、消費・賞味期限、アレルギーの注意事項、調理・利用例、取扱いの注意点等に係る返礼品の説明書等が必要な場合は、合わせて準備すること。
- ウ 体験の場合は、体験者が傷害保険等の任意保険に加入することとするなど、最大限の安全に配慮した返礼品とし、チケット等サービスの履行を保証する書類等を準備すること。
- エ サービスの場合は、チケット等サービスの履行を保証する書類等を準備すること。
- (2) 問い合わせ等への対応
- 寄附者からの、返礼品の内容や配達状況等に関する問い合わせについては、原則として委託事業者が対応する。ただし、返礼品の詳細等、委託事業者が対応できない問い合わせについては、返礼品提供事業者の責任において対応すること。
- (3) 返礼品費用の請求
- 寄附者への返礼品発送後、委託事業者へ請求手続きを行うこと。なお、請求の頻度、時期及び方法については、市及び委託事業者と協議の上決定することとする。
- (4) その他
- ア 返礼品の発送準備は、原則として返礼品提供事業者が行うこと。なお、出荷及び集荷の頻度、時期及び方法については、市及び委託事業者と協議の上決定することとする。
- イ サービスについては、返礼品提供事業者が寄附者に体験チケット等を発送した後、返礼品提供事業者と寄附者において実施日等を調整の上、着実にサービスを履行すること。

7 申請方法

(1) 提出書類等

下記の書類及び資料を提出すること。

(様式1) 会津若松市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼変更届

(様式2) 会津若松市ふるさと納税返礼品登録申請書

(その他) 納税証明書（入札用）

※ 会津若松市の入札参加資格登録がある場合には、納税証明書の提出は不要。

※ 直近1年度内において会津若松市の市税が賦課されている事業者のみ、市税の納税証明書（申請日より3か月以内の納税状況が確認できるもので、直近の1年度分）を提出。

(2) 提出方法・提出先

会津若松市総務部総務課に、郵送または持参により提出すること。

郵送宛名（封筒に記載すること）

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所 総務部総務課行き
「ふるさと納税返礼品登録申請書類」在中

(3) スケジュール

申請のスケジュールは以下の2つとする。

ア 当初（令和5年度のみ）

内容	日程
募集期間	令和5年4月10日（月）から5月19日（金）まで
市から申請者への通知発送	令和5年6月中旬～下旬
返礼品登録、市及び委託事業者との各種調整（本要項8）	上記通知発送後～7月下旬まで
返礼品提供開始時期	令和5年8月1日（予定）

イ 隨時（令和5年8月以降）

内容	日程
申請受付締切	毎月月末まで
市から申請者への通知発送	翌月下旬（地場産品基準等の確認に時間を見る場合はこの限りではない）
返礼品登録、市及び委託事業者との各種調整（本要項8）	上記通知発送後、随時
返礼品提供開始時期	申請者、市及び委託事業者の三者で協議の上決定

8 返礼品提供事業者及び返礼品の登録

- (1) 申請内容等を総合的に判断して、返礼品提供事業者及び返礼品を決定し、その結果を市から申請者に通知する。
- (2) 返礼品の登録に関する具体的な内容（規格、数量、紹介文、掲載画像、取扱期間等）については、決定後に返礼品提供事業者、市及び委託事業者の三者で協議し、返礼品提供事業者は画像等登録にあたって必要な情報及び資料を委託事業者に提供することとする。

9 返礼品提供事業者及び返礼品にかかる登録取消

市は、以下の場合に返礼品提供事業者及び返礼品にかかる登録を取り消すことがある。

- (1) 本要項3及び4に掲げる要件を満たさなくなったと認められる場合
- (2) 虚偽の申請により登録された場合
- (3) 市税等を滞納した場合
- (4) 総務省より個別に返礼品の見直し要請があった場合
- (5) 上記のほか、市が返礼品提供事業者及び返礼品として不適切と判断した場合

10 委託事業者

- (1) 市はふるさと納税推進のため、次に掲げる業務を事業者に委託する予定である。
 - ア ポータルサイトの管理運営業務
 - イ 寄附管理システムの管理運営業務
 - ウ 寄附金受領証明書等の発送に関する業務
 - エ 返礼品等の発注及び配送管理に関する業務
 - オ 問い合わせ対応に関する業務
 - カ 返礼品の提案等に関する業務
 - キ プロモーションに関する業務
 - ク ワンストップ特例制度に関する業務
 - ケ 寄附金の募集に要する経費の管理に係る情報提供
- (2) 返礼品提供事業者は、本要項8(1)に掲げる登録決定にかかる通知の後、委託事業者と返礼品の提供に係る契約を締結することとする。
- (3) 委託事業者は市に対し、新規返礼品の企画提案及び既存返礼品のプラッシュアップ等、多様な提案を行うこととし、本市と協議の上、生産者及び事業者と交渉し、商品選定や開発を行うものとする。返礼品提供事業者は、可能な限りこれに協力するものとする。
- (4) 市と委託事業者との契約期間は、令和5年6月上旬から令和8年3月末日までを予定している。

11 その他

- (1) 返礼品提供事業者の登録内容を変更する場合は、「会津若松市ふるさと納税返礼品提供事業者登録申請書兼変更届（様式1）」に必要事項を記入し市に提出すること。
- (2) 新規又は追加で返礼品の登録を申請する場合は、「会津若松市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式2）」に必要事項を記入し市に提出すること。
- (3) 登録している返礼品の名称、量・規格、価格等を変更する場合は、「会津若松市ふるさと納税返礼品変更申請書（様式3）」に必要事項を記入し市に提出すること。
- (4) 登録している返礼品を別の返礼品に変更する場合は、「会津若松市ふるさと納税返礼品等（提供事業者登録・返礼品登録）取り下げ書（様式4）」に必要事項を記入し返礼品の登録を取り下げ、改めて「会津若松市ふるさと納税返礼品登録申請書（様式2）」に必要事項を記入し市に提出すること。
- (5) 返礼品提供事業者登録の取り下げ又は返礼品提供の取り下げをする場合は、「会津若松市ふるさと納税返礼品等（提供事業者登録・返礼品登録）取り下げ書（様式4）」に必要事項を記入し市に提出すること。
- (6) 「会津若松市ふるさと納税返礼品等（提供事業者登録・返礼品登録）取り下げ書（様式4）」により取り下げの申請を行った場合、登録抹消予定日以前に寄附申込があった返礼品については返礼品提供事業者の責任において対応すること。
- (7) 上記「会津若松市ふるさと納税返礼品提供事業者登録」及び「会津若松市ふるさと納税返礼品登録」の有効期間は、その決定を受けた日の属する会計年度の末日までとする。ただし、返礼品提供事業者からの取り下げ申請または本要項9に掲げる市による登録取消がない限り、有効期間の翌日を開始日として1年間延長され、以後も同様とする。
- (8) 個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱うこと。
- (9) 本募集の申請に係る一切の費用は、申請者の負担とする。
- (10) 提出書類等は一切返却しない。
- (11) 本募集要項に定めのない事項、また、その内容の解釈に疑義が生じた場合には、市と協議の上決定するものとする。

12 事務局

会津若松市総務部総務課

〒965-0873 会津若松市追手町2番41号 会津若松市役所 追手町第二庁舎2階
電話番号 0242-39-1211（直通） ファクシミリ 0242-39-1410
電子メール somu@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp